

## 島原税務署からのお知らせ

### 平成28年分の申告期限と納期限

- 所得税および復興特別所得税・贈与税  
3月15日(水)
- 個人事業者の消費税および地方消費税  
3月31日(金)

### 島原税務署では、確定申告相談会場を 2月16日(木)から開設します。

- ※2月15日までは限られた人員で対応していますので、大変お待たせする場合があります。
- ※土・日・祝日は休みです。
- 【受付時間】午前9時～午後4時
- ※受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、早めにご来場ください。
- ※相談会場は毎年大変混雑します。申告書を書面で提出される人は郵送でお早めをお願いします。
- ※平成28年分以降の申告には、申告者ご本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の記載と申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

■確定申告で分からないことは、税務署または各申告受付会場で記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備しておいでください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

■復興特別所得税の記載もれにご注意ください  
平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

問 税 務 課 ☎73-6642

島原税務署 ☎0957-62-3281

(島原税務署は自動音声でご案内します)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」

## インターネットでの 確定申告書などの作成について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書などが作成できます。所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



### 作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

■ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901  
月曜日～金曜日 9:00～17:00

■ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

### 申告書の提出には マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書の提出には、下記が必要になります。

#### マイナンバーの記載

+

#### 本人確認書類の提示または写しの添付

※扶養親族などがある人は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

# 確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(木)～3月15日(水)

## 所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

6・7ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

### 市県民税の申告が必要な人

原則として、平成29年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①から③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要です。収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

- 1 税務署へ確定申告をした人
- 2 前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人
- 3 前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。



### 申告に必要なもの

- 印かん(シャチハタ以外)
- 源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要なと思われる書類
- 控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類

### 所得税の確定申告が必要な人

- 1 平成28年中の合計所得が、各種所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計を超える人
- 2 給与の年収が2,000万円を超える人
- 3 土地や建物などを売った人
- 4 1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人

- 5 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える人
- 6 公的年金収入がある人で、次のいずれかに該当する人
  - ・ 公的年金などの収入が400万円を超える人
  - ・ 公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える人

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告などを行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなります。申告をする場合は、寄附金に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

- 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書(平成28年1月1日～12月31日の支払日付のもの)を個人別、病院別に支払金額を集計してください。
- 金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
- 申告書にマイナンバーの記載と申告者ご本人の本人確認書類の写しの添付が必要になります。